

## コメントの概要及びコメントに対する日本仮想通貨交換業協会の考え方

No.	規則名	条項等	コメントの概要	日本仮想通貨交換業協会の考え方
1	定款施行規則	第4条第1項第4号	本号では、会員が「資金決済法第63条の6第1項の規定に基づき、内閣総理大臣に変更の届出を行ったとき」は、遅滞なく協会に対して報告することとされておりま す。この点、報告の対象が「法第63条の6第1項」に限定されているということは、 いわゆる事前の変更届出に関してのみ報告をすれば足りるという理解でよろしいで しょうか。同条第2項に定められている事後の変更届出については報告の必要はない ということでもよろしいでしょうか。	ご指摘を踏まえ、報告の対象を「法第63条の6第1項及び第2項」と修正いたしま す。
2	暗号資産信用取引に関する規則	第4条第2項	保証金として代用可能な資産の範囲は、暗号資産に限定する必要がありますでしょ うか。例えば株や債券といった有価証券を代用の範囲に含めることは検討可能で しょうか。	暗号資産交換業者に関する内閣府令第25条第6項において、代用可能な資産は暗号資 産に限定されているという理解です。
3	暗号資産信用取引に関する規則	第4条第2項	代用可能な暗号資産の範囲は、協会の方で指定する予定でしょうか。それとも事業 者が扱う資産を対象とするのでしょうか。	代用暗号資産に関するルールに関しては現在、当協会において検討中であるため、 確定後、お知らせいたします。

4	暗号資産の取り扱いに関する規則	第4条第1項	<p>貴会の会員の殆どが取り扱っているビットコインは第4条第1項第1号～3号すべてに該当すると考えられます。現在、ビットコインはダークネット・マーケットの決済手段として最も採用されているからです。また、ビットコインが巨額のマネー・ローンダリングに利用されている具体的な事例も報道されています。ビットコインは基本的には匿名で使用でき、移転記録を難読化するためのウォレットやその他のサービスが一般に公開されています。「ビットコインは、追跡ができるから悪用されにくい。問題があるのは追跡ができない匿名仮想通貨だ」といった言説を散見しますが、それは不正確なものと言えます。</p> <p>現在の規則の条文の問題点は、貴会の会員が本人確認を徹底し、暗号資産のリスクスコアリング等の高度なリスク管理をしても、国外等の本人確認をしていない交換所やダークウェブ等での取引を介して悪用が起きた際に、貴会と貴会の会員が責任を持たなければならなくなる点です。法規制がされていない場所での使われ方にまで責任を持つべきではありません。重要なのは貴会の会員を介したマネー・ローンダリングやテロ資金供与、その他の犯罪利用を防止することです。そこで、条文を次のように修正することを提案します。</p> <p>「(1) 会員が取り扱った際、法令又は公序良俗に違反する方法で利用されるおそれが高い暗号資産  (2) 会員が取り扱った際、犯罪に利用されるおそれが高い暗号資産  (3) 会員が取り扱った際、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に利用されるおそれが高い暗号資産」</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、暗号資産の取扱審査に関しては、追跡可能性や匿名性の有無だけではなく、当該暗号資産について有益なユースケースの有無や普及度等を含め総合的に判断することとしています。</p>
---	-----------------	--------	--	---

5	暗号資産の取り扱いに関する規則	第4条第3項	<p>平成30年12月21日に公開された『「仮想通貨交換業等に関する研究会」報告書』（<a href="https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20181221-1.pdf">https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20181221-1.pdf</a>）の「1.（3）問題がある仮想通貨の取扱い」（10ページ）には、「仮想通貨の設計・仕様は様々であり、中には、移転記録が公開されず、マネーロンダリング等に利用されるおそれが高い追跡困難なもの」という記述があります。</p> <p>また、平成31年3月に金融庁が作成した国会審議のための説明資料『「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」説明資料』（<a href="https://www.fsa.go.jp/common/diet/198/02/setsumei.pdf">https://www.fsa.go.jp/common/diet/198/02/setsumei.pdf</a>）の3ページの上段には、「移転記録が公開されずマネロンに利用されやすいなどの問題がある暗号資産が登場」という記述があり、「問題のある暗号資産」が移転記録の閲覧ができないものであることを示す図が掲載されています。</p> <p>金融庁が設置した仮想通貨交換業等に関する研究会の報告書と、金融庁が国会審議のために作成した資料の双方に「移転記録が公開されず」という文言があるため、原案の「移転記録の追跡ができない又は著しく困難である暗号資産」という文言よりも「移転記録のうち、送金元アドレス、送金先アドレス、送金額のうち一部または全部が公開されていない暗号資産」という文言のほうが法改正の趣旨に沿ったものであると考えます。</p>	<p>移転記録が公開されているかどうかについては、取扱審査において確認すべき点と考えられますが、追跡困難性を基礎づける事由の1つと考えられるため、規則の文言としては原案を維持させていただきます。</p>
6	暗号資産の取り扱いに関する規則	第3章	<p>第3章の名称は改正案においても、「新規取扱」となっていますが、「取扱」にすべきであると考えます。既に貴会の会員によって取り扱われている暗号資産も、この章の条文で規定されているということを明確にするべきです。</p> <p>『事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 16 仮想通貨交換業者関係）』の「1-1-2-3 取り扱う仮想通貨の適切性の判断基準」は、昨年夏のパブリックコメント(<a href="https://www.fsa.go.jp/news/r1/virtualcurrency/20190903-1.pdf">https://www.fsa.go.jp/news/r1/virtualcurrency/20190903-1.pdf</a>, 3ページ記載の8番をご参照ください)を反映して、暗号資産交換業者が既に取り扱っている暗号資産も含めた規定になっています。</p> <p>したがって、第4条第1項・第2項の「取り扱おうとする」という文言も「取り扱う」に修正すべきであると考えます。</p>	<p>当該規則の構成として、第3章は会員が暗号資産を新規に取り扱おうとする場合についての定めを置いており、取り扱い開始後の情報収集や取扱いリスクの検証等については、第4章に定めを置いております。</p> <p>取扱いを開始後の暗号資産についても第4章が適用されることは明確であるため、原案を維持させていただきます。</p>

7	暗号資産信用取引に関する規則	第2条第1項	<p>「暗号資産関連デリバティブ取引に関する規則」第2条第1項第3号及び第4号では、分析・管理の対象が「財務上のリスク」に限定されているが、本規則では限定がないが、統一すべきではないか。</p> <p>また「暗号資産関連デリバティブ取引に関する規則」第2条第1項第5号では、業務開始時の届出資料として「対象暗号資産の市場規模及び流動性を分析し、顧客に対する安定的なサービスの提供のための体制を検討した資料」が定められている。これに対して本規則では同様の定めはないが、信用取引の対象とする暗号資産を追加する際には、デリバティブと同様、当該暗号資産の市場規模及び流動性を分析し、顧客に対する安定的なサービスの提供のための態勢を検討する必要があるのではないか。</p>	いずれの点についても、ご指摘を踏まえ、修正いたします。
8	暗号資産信用取引に関する規則	第4条（必要保証金）	<p>既存信用取引(証券他)経験者等からの誤認を避けるべく「約定時必要保証金額」及び「維持必要保証金額」に対する馴染みのある呼称を検討しているが、特段の留意事項等があればご教示頂きたい。</p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・約定時必要保証金額⇒必要保証金（新規建発注中）</li> <li>・維持必要保証金額⇒必要保証金（保有建玉）等</li> </ul>	本規則は、個社のサービスにおける用語について指定するものではありませんが、特定のサービスの経験者のみならず一般の利用者にとっても分かりやすい呼称とすることが望ましいものと考えます。
9	暗号資産信用取引に関する規則	第4条（必要保証金）	協会が別途定める代用価格が仮に1日1回の更新であった場合、建玉の管理上、価格変動リスクを過度に負う可能性があり、リアルタイムで算出する方法を採用すべきであると思慮します。代用有価証券評価額の算出方法と同様に、予め定めた掛け目を使用するよう記載を変更するか、事業者独自で当該掛け目または代用価格を定めることを可能としていただきたい。	代用暗号資産に関するルールに関しては現在、当協会において検討中であるため、確定後、お知らせいたします。
10	暗号資産信用取引に関する規則	第4条（必要保証金）	代用価格は、協会が公表する暗号資産概要説明書に含まれるすべての暗号資産に適用されるか。	代用暗号資産に関するルールに関しては現在、当協会において検討中であるため、確定後、お知らせいたします。

11	暗号資産信用取引に関する規則	第4条（必要保証金）	個人の場合として、「約定時必要保証金額」は、利用者が行おうとしている取引の額に百分の五十を乗じて得た額。 「維持必要保証金額」は、利用者が行う暗号資産信用取引の額に百分の五十を乗じて得た額。 若しくは、「約定時必要保証金額」は、利用者が行おうとし、又は行う暗号資産信用取引の額に百分の五十を乗じて得た額。「維持必要保証金額」は、別途 会員が定める例えば百分の四十等を乗じて得た額。 どちらの理解が正しいか。	本規則第4条の定めは、個人についての約定時必要保証金額及び維持必要保証金額のいずれも、利用者が行おうとし、又は行う暗号資産信用取引の額に100分の50を乗じて得た額となります。 ただし、附則第1条第1項に定めたとおり、暗号資産交換業者に関する内閣府令の施行の日から起算して1年を経過する日までの間については、第4条第1項第1号の場合の約定時必要保証金額は、当該利用者が行おうとし、又は行う暗号資産信用取引の額に100分の25を乗じて得た額となります。 また、同条第2項に定めたとおり、同府令の施行の日から起算して1年を経過する日までの間、第4条第1項第1号及び第2号の場合の維持必要保証金額は、会員が当該暗号資産の価格の変動状況及び利用者に生じた未収金の発生状況等を検証し、未収金の発生防止に適用額としています。したがって、上記経過措置期間中については、協会として維持必要保証金額を一律に指定するのではなく、会員において未収金の発生防止に適用額を定める必要があります。
12	暗号資産信用取引に関する規則	第5条（実預託額の算出）	「営業日ごとに一定の時刻を定めて」は、例えば毎営業日午前0時のように一時点としか定められないのか、若しくは、毎営業日の一時間おきなど複数時点でも構わないのか。	一定の時刻を定めている限り、毎営業日の複数時点とすることは問題ありません。
13	暗号資産信用取引に関する規則	第9条（ロスカット取引の報告）	第2項の「データを管理保存」について保存期間は定められているか。若しくは、会員側で適切な期間保存すれば足りるものか。	同条第5項と同様に、該当データ作成の日から少なくとも3年間保管するものとし、当該期間についてはガイドラインに補足いたします。
14	暗号資産信用取引に関する規則	第11条	「暗号資産信用取引によって当社が取得するポジションに係る価格変動リスク」は、「会員が取得するポジション」という意味か。	ご指摘を踏まえ、「会員が取得するポジション」に修正いたします。
15	暗号資産交換業に係る利用者の管理及び説明に関する規則	4条3項	「前2項の規定にかかわらず」とあるのは「第1項の規定にかかわらず」にすべきではないか。 同条2項は、保証金の預託を受けることなく信用取引を行うことを禁止する交換業府令の規定（25条5項1・2号）を受けたものだと思われ、それは代表取締役が承認したからといって反故にできないはずである。	ご指摘を踏まえ、修正いたします。

16	暗号資産交換業に係る利用者の管理及び説明に関する規則	第4条（資金の事前預託）	3項は具体的にどのようなケースを想定しているのか。代表取締役の承認さえあれば、恒常的に保証金無しでも信用取引の開始が可能と曲解され得る。	ご指摘を踏まえ、本条第3項については、「前2項の規定にかかわらず」を、「第1項の規定にかかわらず」と修正いたします。
17	暗号資産交換業に係る利用者の管理及び説明に関する規則	8条4項	「府令第22条第1項各号」とあるのは「府令第22条第1項各号及び同条第2項各号」にすべきではないか。信用取引であればそれは暗号資産の交換等に当たるので。直前の8条2項と見比べると矛盾があるように思われる。	ご指摘を踏まえ、修正いたします。
18	暗号資産交換業に係る利用者の管理及び説明に関する規則	16条（旧15条）	ロスカット取引への言及を加えたことで、同条の内容が変になっていないか。16条には「預託期限までに追加保証金の預託が無い場合にロスカット取引を行う」という趣旨の内容が記載されていると思われるが、そもそもロスカット取引とは、利用者の預託額が事業者の定める維持必要保証金額（ロスカット水準）を下回った時点で直ちに行われる取引（新「暗号資産信用取引に関する規則」7条）のほず（ロスカット取引の意味を勘違いしている？）。旧15条の「利用者の保有する建玉を清算」のような文言のままが良いのではないか。	ご指摘を踏まえ、修正いたします。
19	暗号資産交換業に係る利用者の管理及び説明に関する規則	19条2項	「(5)サイバー攻撃による資産喪失時の対処方針」を削除した意図は何か。 個人投資家が安全な業者を選択するにあたって非常に重要な情報のため説明すべきではないか。	第20条第3項において、暗号資産を移転するために必要な情報の漏えい、滅失、毀損その他の事由に起因して、会員が分別管理を行っている利用者の暗号資産で当該利用者に対して負担する暗号資産の管理に関する債務の全部を履行することができない場合における当該債務の履行に関する方針を定め、公表しなければならない旨を定めています。 従前は、サイバー攻撃による資産喪失時に限定しておりましたので、これを拡充する趣旨です。
20	暗号資産交換業に係る利用者の管理及び説明に関する規則	20条	「（リスク等の説明）」を削除した意図は何か。 個人投資家が安全な業者を選択するにあたり非常に参考になるため説明すべきではないか。	第21条（暗号資産の性質に関する説明）において、法令改正に伴う説明事項の整理・追加等を行ったうえで旧第20条の内容を引き継いでいます。
21	暗号資産交換業に係る利用者の管理及び説明に関する規則	第20条第4項	改正府令の参照：第37条第2項の間違いではないか。	ご指摘を踏まえ、修正いたします。

22	暗号資産交換業に係る利用者の管理及び説明に関する規則	第11条（その他の情報提供）	参考価格の表示は、JVCEAのホームページで公表されることにより、事業者のホームページ・取引ツールでは表示不要という認識でよいか。	本条第1項に定める事項について利用者が明瞭かつ正確に認識できるよう、利用者が暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換を行うに際しての取引ページ等にわかりやすく表示する必要があります。 ただし、協会のウェブサイト等において、同項第1号口の最新の参考価格が表示されている場合は、協会のウェブサイト等へのリンクを利用者が暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換を行うに際しての取引ページ等に表示する方法により、当該最新の参考価格を表示することができます。 なお、本条は、暗号資産の交換等を行わない会員には適用されません。
23	暗号資産交換業に係る利用者財産の管理に関する規則	16条	「（外部流出に対するリスク管理等）」を削除した意図は何か。 個人投資家の資産を守るために必要な措置のため残すべきではないか。	外部流出に対するリスク管理については、今回新設した同規則に「第6章 流出等のリスクへの対応」において、利用者の暗号資産及び会員の保有する暗号資産の流出等のリスクを管理するために必要な措置を定めています。
24	暗号資産交換業に係る暗号資産関係情報の管理体制の整備に関する規則	第10条	暗号資産交換業者が暗号資産関連のメディア等からニュース提供を受け、その内容を自らのWebサイトにて表示しようとする場合において、その表示都度、情報管理部門にて確認することは、業者の業務実態からしても現実的ではありません。 ニュースの情報源の特定までには相応の時間を要することとなり、ニュースの速報性が損なわれる可能性が高くなると考えられます。 ニュース情報の表示にあたっては、ニュースの閲覧者に対して、例えば「情報内容の正確性については責任を負うことはできません」といった注意文言を挿入するといった対応を義務付けるに留めるべきであると考えます。	本条は、情報管理部門による確認を経ずに暗号資産関係情報が配信されることを防止する体制の整備を求めるものです。したがって、あらゆる記事の表示に関して情報管理部門による確認を経る必要はないものと考えます。 例えば、担当部署において暗号資産関係情報が含まれるかどうかの適切な確認が行われており、その結果、暗号資産関係情報が含まれる可能性がある判断された場合に情報管理部門に対して確認を求めるといった体制をとることも可能と考えます。
25	暗号資産交換業に係るシステムリスク管理に関する規則	第23条（システム統合リスク）	システム統合リスク管理態勢に関する考え方・着眼点（詳細編）および、システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリストでは、『「第三者機関による評価」とは、例えばシステム監査人によるシステム監査、公認会計士等による内部管理態勢の有効性の評価、コンサルティング会社等による評価、指摘、助言等をいう。』となっているが、あえてシステム監査人による監査等との記載にした理由は何か。	本条第4項は、システム統合に係る重要事項の判断に際して、システム監査人による監査等の第三者機関による評価の活用を求めるもので、システム監査人による監査に限定するものではありません。
26	暗号資産交換業に係る情報の安全管理に関する規則	第11条（社員教育）	一般的に外部委託先に対しての教育を行うことは、請負契約であればできないはずである（委託先の個人に対して教育を行うことは、個人を管理することに捉えられ偽装請負となる）。主要行等向けの総合的な監督指針においても、『教育（外部委託先におけるセキュリティ教育の実施状況の確認等を含む）を行っているか。』の記載になっている。	ご指摘を踏まえ、修正いたします。

27	暗号資産交換業に係る財務管理に関する規則	9条2項	「会員は、財務健全性指数のうち、四半期末日の値を公衆の縦覧に供するものとする。」を削除した意図は何か。個人投資家としては安全な業者を選択するにあたり非常に重要な情報のため公表すべきではないか。	これまで仮想通貨交換業者の財務健全性を適切に表示するための具体的な方法が確立していないため、当協会において財務健全性指数について検討を進めているところですが、内容によっては公表に適さないものとなる可能性もあるため、削除しております。今後、財務健全性指数の計算方法の確定及び運用にあたって、公表の適否等についても継続的に検討して参ります。
28	暗号資産交換業に係る財務管理に関する規則	第9条	改正府令の参照：第37条第2項の間違いと思われる。	ご指摘を踏まえ、修正いたします。
29	暗号資産関連デリバティブ取引に関する規則	附則1条	附則1条の対象から法人デリバが外れてしまっているのではないか。	ご指摘を踏まえ、第4条第2号を、以下のように修正いたします。 「特定暗号資産関連店頭デリバティブ取引（業府令第117条第1項第49号に定める「特定暗号資産関連店頭デリバティブ取引」をいう。以下同じ。）に関して、次のいずれかの額 イ 前号と同じ額 ロ 業府令第117条第51項及び同条第52項に定められた額以上の額」 また、「法人顧客」を「個人顧客以外の顧客」と修正いたします。
30	デリバティブ関連取扱暗号資産に関する規則	8条3項	8条3項の「4条各号」は、「4条2項各号」と「4条各項」のどちらの意味でしょうか。4条1項各号に該当する暗号資産の取扱いについて、4条1項では「その適否を慎重に判断しなければならない」と禁止まではされていない一方で、8条3項では「当該通貨が第4条各号のいずれかに該当することが判明した場合・・・には、・・・当該暗号資産のデリバティブ関連取扱暗号資産としての取扱いを中止又は廃止しなければならない。」と取扱いが禁止されているため、「4条2項各号」を指すようにも考えられますが、もし「4条各項」を意味するのだとすると、4条1項も「慎重に判断」ではなく禁止とすべきではないかと思えます。	8条3項の対象は、4条1項に該当しかつ慎重に判断した結果取扱いが適切でない場合と、4条2項に該当する場合、4条3項に該当しかつ問題が解決していない場合を含むため、「当該暗号資産が第4条各項のいずれかに該当すること又はその他の事情により、事後的にデリバティブ関連取扱暗号資産としての取扱いが適切でない」と判断した場合には、第5章の定めに従ってデリバティブ関連取扱暗号資産としての取扱いを中止又は廃止しなければならない。」と変更いたします。また、これに合わせて「暗号資産の取扱いに関する規則」の該当条文も修正いたします。
31	暗号資産関連デリバティブ取引業に係る暗号資産関係情報の管理体制の整備に関する規則	2条	「暗号資産指数」は「暗号資産関連金融指標」とは別物なのでしょうか。「暗号資産関連金融指標」の表記に揃える必要はないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、修正いたします。